

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第42号

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(札幌市立学校設置条例の一部改正)

第1条 札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表中

「

札幌市立真駒内公園小学校
札幌市立真駒内桜山小学校

札幌市南区真駒内曙町2丁目
札幌市南区真駒内泉町3丁目

」

を

「

札幌市立真駒内公園小学校

札幌市南区真駒内曙町2丁目

」

に改め、別表(2)中学校の表中

「

札幌市立常盤中学校
札幌市立真駒内中学校

札幌市南区常盤2条2丁目
札幌市南区真駒内幸町3丁目

」

を

「

札幌市立常盤中学校

札幌市南区常盤2条2丁目

」

に改め、別表(3)義務教育学校の表中

札幌市立義務教育学校定山溪学園	札幌市南区定山溪温泉西1丁目
-----------------	----------------

を

札幌市立義務教育学校定山溪学園	札幌市南区定山溪温泉西1丁目
真駒内地区新設義務教育学校	札幌市南区真駒内泉町3丁目

に改める。

(札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和5年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表(3)義務教育学校の表の改正規定中「定山溪地区新設義務教育学校」を「札幌市立義務教育学校定山溪学園」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。